



青監第1224号
平成31年3月1日

県内建設業関係団体の長 殿

青森県県土整備部長



解体工事の追加に伴う経過措置終了時において解体工事を行う
とび・土工工事業者の取扱いについて（通知）

平成30年12月26日付け国土建第353号で国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知がありましたので、お知らせします。

なお、同通知により、平成28年6月1日時点でとび・土工工事業者の許可を受けて、引き続き解体工事業を営んでいる建設業者（以下「経過措置業者」といいます。）について、下記のとおり取り扱うこととなりますので、十分注意してください。

記

- 1 工事の完成が平成31年（2019年）6月1日以降となる解体工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により解体工事業の建設業許可が必要となる工事をいう。以下同じ。）を、同年5月31日以前に経過措置業者が請け負った場合、同年5月31日までに解体工事業に係る建設業許可を受けない限り、同年6月1日をもって、当該者は建設業法第3条第1項の許可を受けていない者となり、当該工事の施工を継続できなくなります。
- 2 工事の完成が平成31年（2019年）6月1日以降となる解体工事を、公共発注者（国及び地方公共団体等）から直接請け負おうとする場合又は既に請け負っている場合、建設業法第27条の23第1項の規定により経営事項審査を受けなければならないことを踏まえ、経過措置業者は、解体工事業に係る建設業許可を受けるだけでなく、解体工事に係る経営事項審査も同年5月31日までに受ける必要があります。

（担当）

青森県県土整備部監理課
建設業振興グループ 白戸
県庁内線 6663
直通電話 017-734-964

国土建第353号
平成30年12月26日

青森県県土整備部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



解体工事の追加に伴う経過措置終了時において解体工事を行う
とび・土工工事業者の取扱いについて（通知）

平成26年6月4日付けで公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）のうち、許可に係る業種区分の見直しに関する改正規定は、平成28年6月1日に施行され、改正法附則第3条第1項の規定により、平成28年6月1日時点でとび・土工工事業に係る許可を受けている者であって、解体工事業に該当する営業を営んでいるもの（以下「経過措置とび・土工工事業者」という。）については、平成31年5月31日までの間に限り、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができるとされました。今般、経過措置終了時点で経過措置とび・土工工事業者が解体工事を行っている場合の経過措置終了後の取扱いについて、下記のとおり明確化したので通知します。貴職におかれては、貴管下建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底が図られますよう指導をお願いします。

なお、貴管下市長村等に対しても、本件の周知をお願いします。

記



解体工事を行う経過措置とび・土工工事業者が、平成31年5月31日までに解体工事業に係る許可を受けずに同年6月1日以降も引き続き解体工事を行う場合、同日以降、当該経過措置とび・土工工事業者は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていない者となることを踏まえ、当該業者は経過措置終了時までに速やかに解体工事業に係る許可を受けること。なお、経過措置期間内に解体工事業に係る許可申請をした経過措置とび・土工工事業者については、経過措置期間の経過後、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができる。